家庭もこどもしあわせ 児童手当制度

受給資格

国内に住所を有する者が、次の要件にあてはまっているときに支給されます。

●十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人以上が義務教育終了前の児童であること。

●前年の収入が一定の額に満たないこと。

支給額

●十八歳未満の児童のうち、出生順に数えて三人目以降である義務教育終了前の児童一人につき月額五千円です。（ただし、市町村民税の所得割の額のない受給者の場合は月額七千円です。）

認定請求

はじめて児童手当の支給を受けようとする場合や、児童手当の支給をすでに受けている人が他市町村に住所を変更した場合は、すぐに「認定請求書」を市町村に提出してください。

この手当は、請求のあった月の翌月分から支給されます。

児童手当現況届

すべての受給者の方は、毎年六月中に、「児童手当現況届」を町に提出してください。

父親の加入している健康保険証、印鑑、支払いを希望される金融機関の口座番号等を付した書類を民生課福祉係まで持参してください。もし、この届出を提出しないと資格があっても六月分以降の児童手当の支払いを受けることができなくなります。

※　児童手当に係る特例給付

昭和五十七年六月から昭和六十年五月までの間、児童手当に係る所得制限により児童手当が支給されない被用者であって、政令で定める一定の所得未満のものに対し、第三子以降の児童一人につき月額五千円を特例としての給付を行うものであります。

この制度に於ける被用者の範囲は、原則として厚生年金保険等の被用者年金保険制度における被保険者、組合員又は団体共済組合員の範囲と一致します。（国民年金以外の年金に加入している者。）

役所に対する苦情 家庭隣人問題 合同相談所開設

■日時　六月二十日(水)
十時～十五時

■場所　長門市物産観光センター二階会議室

■出席予定
国（行政監察局・法務局・国税局）
県（県民相談室・社会保険事務所・土木事務所）
交通相談所等の専門職員

気軽におこし下さい 心配ごと相談

六月五日(火)　九時　正午
宗頭文化センター

六月八日(金)　十三時　十五時
三隅町老人福祉センター

六月十日(日)　九時　正午
三隅町農業者
トレーニングセンター

六月十五日(金)　九時　正午
野波瀬・極楽寺

六月二十日(水)　九時　正午
浅田小学校

保健婦だより 毒物・劇物の適正な使用管理等について

家庭で使用されている除草剤や殺虫剤など、たくさんの毒物劇物があります。

使用者の不注意により人体にかかわる事故が起きています。このような事故を防止するために、6月1日から30日までを、「毒物劇物危害防止運動強化月間」としています。

毒物劇物の正しい取扱い保管をするために次の事項に注意しましょう。

1、毒物劇物を購入するときは、必ず印鑑を持参し所定の書面に記載もれなく書きましょう。

2、保管場所には、必ず、かぎをかけ他の物と区別しましょう。

3、牛乳びん、コーラびんなどに、入れかえないようにしましょう。

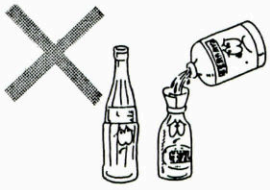

4、ラベルを必ず読みましょう。

5、盗難にあったときは、警察署へ届け出をしましょう。

6、散布する時には、次の事項に注意しましょう。

(1)服装に注意する。

(2)長時間の散布はしない。

(3)涼しい時を選んでする。

(4)風向きに注意する。

毎週土曜日は健康相談日です
（トレセン午前九時から十一時まで）